平成２２年度

特別支援教育全体計画

日本国憲法
教育基本法
学校教育法
学習指導要領
県・市の重点目標

学　校　教　育　目　標

人のお世話にならぬよう
人のお世話をするよう
そしてむくいを求めぬよう

児童の様子
地域の様子
保護者の願い
教職員の願い

特　別　支　援　教　育　目　標

一人一人の発達の様子を把握するとともに、学習や生活上の困難を改善・克服するための支援を行う。そのことにより自立や集団参加に向けた生きる力を育てていく。

知的障害学級・情緒障害学級

・個々の困難の状況、発達段階などを把握するとともに個に応じた指導内容を設定する。
・体験活動や作業学習等を取り入れた授業を工夫し、学習意欲を高め、学習の理解が図られるようにする。
・通常の学級との交流学習や他校・地域との交流活動を通して社会性を育てる。
・通常の学級で困難を要する児童に対し支援する。

相談

交流

通　常　の　学　級

・特別な教育的支援を必要とする児童の発達の様子を把握し、適切な指導ができるようにする。
・お互いの違いを認め、学び合える学級集団づくり、支え励まし合える人間関係づくりに努める。

相談

援助
指導
検査

通　級　指　導　教　室

・障害に関する内容を重視するとともに、児童の内面への支援を行う。
・コミュニケーション上の困難を的確に把握し、個に応じた支援を行う。
・医療機関との連携を図るとともに、必要に応じて協力を求める。
・家庭及び学級担任との連携を図る。

連携

職　員　会　議

研究推進委員会

・特別支援教育に関する理解を深めるための校内研修を行う。

教　育　相　談　部

・「子どもを語る会」を開くなど、学習面や行動面で個別の支援が必要な児童への早期対応を行う。

特別支援教育部

・特別な教育的支援が必要な児童の実態把握を行い、学級担任の指導への支援方法を具体化する。
・保護者や関係機関と連携して、特別な教育的支援を必要とする個別の教育支援計画を作成する。
・個別の指導計画の作成に関して助言を行う。
・特別な教育的支援が必要な児童への指導とその保護者との連携について、全教職員の共通理解を図る。

特別支援教育推進員

相談

指導
助言

村上市
ことばとこころの相談室

啓発推進活動

・学校だよりや学級通信等を通じて、特別支援教育についての正しい理解を進めていく。

相談

助言
指導

情報
提供

校内就学指導委員会

・心身に障害等のある児童について、その状況を把握するために、調査検討を行い適正な教育的配慮を行う方針を審議し決定する。

指導　助言

家庭・保護者

地　域